

令和7年度熊本県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 貸付(就職準備金)のご案内

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会

1 事業の目的

この事業は、高等職業訓練促進給付金(以下「訓練促進給付金」という。)を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格を取得したひとり親家庭の親に対して高等職業訓練促進資金を貸し付けることにより、ひとり親家庭の親の自立促進を図ることを目的とします。

2 貸付の対象者

熊本県内の市町村(熊本市を除く)に住所を有するひとり親家庭の親であって、平成28年1月20日以降に養成機関の課程を修了し、資格を取得した方で母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けている方。

※介護福祉士修学資金等及び保育士修学資金の貸付を受ける方は対象外となります。

3 貸付額と利子

(1) 貸付額は、以下のとおりです。

① 就職準備金 20万円以内(資格取得後に貸付申請)

就職にあたり必要な費用(進学する方は利用できません。)

(例)被服費、通勤に要する自転車等の購入費、転居費等

※ 貸付金額は千円単位とします。(千円未満は切り捨て)

(2) 利子は、連帯保証人を立てる場合は無利子ですが、連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後の利率は年1%となります。ただし、返還債務の履行期限を過ぎた場合は年3%の延滞利子を徴収します。

※ 連帯保証人は、次の要件を満たすことが必要です。

① 返還債務を負担することができる資力を有する成人(市町村民税の所得割が課税されている方)

② 原則として県内に住所を有する方

③ 申請者が未成年である場合は、連帯保証人は法定代理人(親権者等)でなければなりません。

4 返還債務の免除

次の場合は、貸付金の返還が全額免除されます。

(1) 養成機関の課程を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、原則として熊本県内(県内に住所を有し、県外の隣接する市町村に就業した場合を含む)において、取得した資格が必要な業務(以下「返還免除対象業務」という。)に5年間引き続き従事(1週間の所定労働時間が20時間以上とする。)したとき。

- (2) 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡又は心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったとき。

★注意

養成機関を中途退学したとき、養成機関の課程修了後に返還免除対象業務に従事しなかったとき、5年間引き続き返還免除対象業務に従事しなかったときなど、資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなった場合には、貸付金の全部又は一部を返還していただきます。

免除になるまでの間、また、全額返還が完了するまでの間、住所や電話番号の変更が生じた場合には、必ず届け出を行い、連絡が取れるようにしてください。

5 申請の手続き方法

県内の町村に住所を有する方は熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課、県内の熊本市以外の市に住所を有する方は各市福祉事務所に次の書類を提出してください。

＜提出書類＞

- ① 訓練促進資金貸付申請書(様式第1号)
※ ホームページからダウンロードして使用する場合は両面印刷してください。
- ② 修了支援給付金の支給決定通知書(写し)
- ③ 養成機関の修了証及び資格登録書(写し)
- ④ 訓練促進資金貸付における個人情報の取扱同意書(様式第2号)
- ⑤ 世帯全員の記載のある住民票(個人番号の記載がないもの)
- ⑥ 連帯保証人の所得課税証明書
- ⑦ 厳守事項チェックリスト

6 申請受付期間

令和7年4月1日(火)から令和8年2月27日(金)まで(必着)

※ 受付期間以外での受付はできませんので、ご注意ください。

7 貸付の決定

申請書類を審査し、貸付の決定又は不承認について申請者あてに通知します。

貸付決定者には、借用書及び銀行口座振込依頼書を提出していただきます。

8 貸付金の交付

貸付金の交付は、貸付決定後に提出された借用書、銀行口座振込依頼書等に不備等がなければ、指定口座に一括で振り込みます。

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会 福祉資金課

〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3番7号 熊本県総合福祉センター3階

TEL 096-223-6762 (平日のみ 9:00~12:00、13:00~17:00)

FAX 096-324-5456

※ 詳しくは、本会ホームページに掲載の貸付規程をご覧ください。